

## 第21回吉田町長のほっとミーティング

申・問 秘書広報課 ☎801-5780



### 「吉田町長のほっとミーティング」申込募集中

「吉田町長のほっとミーティング」とは、自治会や各種団体・グループからの申込みに応じて、吉田町長自らが地域に出向き、地域住民の課題などについて意見交換を行うものです。お申込みは随時受け付けています。

5月25日、高田児童館で開催しました。「高田児童クラブ(学童)の現状を、直接吉田町長に見てもらいたい」という申し出により開催され、町内の5つの児童クラブが参加。室内の状況や子どもたちの様子を確認し、話し合いを行いました。高田児童クラブは、現在の在籍児童が77人と多く、施設が狭いことや、適正人数といわれる45人を越えて受け入れを行っていることなど現状の説明があり、新しい児童クラブの設置など対策についての意見が出されました。また、他のクラブからも「施設が賃貸であるため、今後の運営が心配であるし自由に改修もできない」などの現状に関する意見が出されました。

「現場を見て、聞いていただいたので、今後納得して話ができる」などの声をいただき、町長から今後も引き続き努力していくことを伝えて、散会となりました。

## 行政相談委員の表彰等の受賞おめでとうございます

本町担当の行政相談委員の堤恵美子さんが、永年行政相談委員としての業績が顕著であったことにより、5月に全国行政相談委員連合協議会会長表彰を受賞されました。

また、同じく本町担当の行政相談委員の草野洋さんが、行政相談活動に尽力されたことにより、5月に長崎行政評価事務所長感謝状を受賞されました。

堤さんは平成17年に、草野さんは平成27年に、総務大臣から本町担当の行政相談委員に委嘱されており、国など役所の仕事に関する住民からの相談を無報酬のボランティアとして、受け付けられています。



## 土砂災害警戒区域等の指定に関する縦覧のお知らせについて

問 長崎県長崎振興局建設部砂防課 ☎844-2181  
役場建設産業部土木管理課 ☎801-5835

長崎県が行っております「土砂災害防止法」に基づく土砂災害が発生するおそれのある区域の調査が完了し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定をする予定であります。それに先立ちまして、次の日程にて縦覧を行います。

つきましては、縦覧の場所へ足を運ばれ、土砂災害警戒区域などを確認いただきますようお願いいたします。

場 所	日 程	時 間
長崎振興局砂防課	7月25日⑩～8月7日⑨(平日のみ)	9時～17時45分
役場土木管理課	7月25日⑩～8月7日⑨(平日のみ)	8時45分～17時30分
ふれあいセンター研修室B	7月26日⑩・29日⑨	14時～17時
長与北部地区多目的研修集会施設研修室	7月27日⑩、8月5日⑨	14時～17時
上長与地区公民館第1会議室	7月28日⑩、8月6日⑨	14時～17時
長与町公民館大ホール	7月29日⑩、8月4日⑨	14時～17時
長与南交流センター多目的ルーム1	7月30日⑩、8月3日⑨	14時～17時

## 長与町職員採用試験実施のお知らせ

◆第1次試験：9月17日⑩ ◆場 所：長崎県立大学シーボルト校

◆試験職種等

試験職種	受験資格	採用予定数	職務内容	試験区分
行 政	平成3年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学(同等以上の学歴を含む)を卒業または平成30年3月末までに卒業見込みの人	若干名	一般行政事務	大学卒業程度
土 木	平成3年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で、土木課程の学校教育法による大学(同等以上の学歴を含む)を卒業または平成30年3月末までに卒業見込みの人	若干名	土木業務	大学卒業程度
社 会 士 福 祉 士	平成3年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で、社会福祉士の資格を有する人または平成30年3月末までに資格取得見込みの人	若干名	福祉事務 及び 一般行政事務	資格免許職

※次のいずれかに該当する場合は受験できません。

(1) 日本国籍を有しない人 (2) 地方公務員法第16条の規定に該当する人

※申込みできる試験職種は、1人1つに限ります。

※採用は、原則として平成30年4月1日以降ですが、既卒者については4月1日より前に採用される場合があります。

◆申込期間：7月18日⑩～8月18日⑨

◆申込方法：申込書に必要事項を記入のうえ、申し込んでください。

◆申込書等：申込書と試験案内は次の方法で入手できます。

① 総務部総務課(庁舎3階)で配布します。

② 長与町ホームページから印刷できます。

③ 郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、角形2号の返信用封筒(あて先を明記して120円切手を貼ったもの)を同封して、〒851-2185 長与町総務部総務課(住所記載不要)まで請求してください。

◆そ の 他：詳細は、試験案内をご覧ください。

## 平成28年熊本地震災害義援金のお礼とご報告

平成28年4月14日以降に連続して発生した熊本地震の被災地・被災者支援のため、役場および町内7か所の公民館などで義援金の受付を行ってまいりました結果、**979,400円**の義援金が集まりました。お寄せいただいた義援金はすべて、6月26日に日本赤十字社長崎県支部を町長が訪問し、寄付いたしました。今後、日本赤十字社本社へ送られた後、熊本県の義援金配分委員会へ届けられます。

皆さまのあたたかいご支援・ご協力に感謝申し上げますとともに、被災地の1日も早い復興をお祈りしております。

なお、役場および町内7か所の公民館などでの義援金の受付は、5月末日をもって終了しております。ありがとうございました。

